

## 高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免＋給付奨学金）

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和2年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯の者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）に対して、授業料・入学金の減免と給付奨学金の支給を行う制度となります。春（4月）と秋（9月予定）に申し込みができ、採用されるには、学業基準、収入基準など、いくつかの基準を満たす必要があり、採用後も資格審査があります。

### ●給付額・給付方法・返還

区分	授業料等 減免額	
	入学金（入学時のみ） *最大 26 万円	授業料 *最大 70 万円
第Ⅰ区分	入学金全額相当額	授業料全額相当額
第Ⅱ区分	入学金 2/3 相当額	授業料 2/3 相当額
第Ⅲ区分	入学金 1/3 相当額	授業料 1/3 相当額
第Ⅳ区分	入学金 1/4 相当額	授業料 1/4 相当額

※所属する大学における授業料等における金額となります。

区分	給付奨学金 給付額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円
第Ⅱ区分	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円
第Ⅲ区分	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円
第Ⅳ区分	9,600 円 (10,700 円)	19,000 円

※私立大学における金額となります。

※生活保護世帯の人および児童養護施設から通学する人は（ ）内の金額となります。

### ●説明

- 概 要：経済的な理由で学び続けることを諦めないよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生の皆さんの「学び」を支えています。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けることのできる制度です。
- 対 象：国または自治体による要件確認を受けた学校の学生で住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生
- 申 込 先：大学
- 募集時期：毎年春・秋
- 給 付：日本学生支援機構によって採用された区分による

● 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

- 給付奨学金を受けている期間中に同時に受ける第一種奨学金の貸与は、支援区分により停止（貸与なし）または減額の制限を受けます。これを併給調整と呼びます。また、毎年 10 月の支援区分見直しにより支援区分が変更になり、第一種奨学金の貸与が復活したり、停止になったりすることがあります。詳細は「給付奨学金案内」を確認してください。なお、第二種奨学金（有利子）の貸与にはこのような制限はありません。

例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第一種奨学金	←		停止		→		←		減額貸与		→	
修学支援新制度	←		第Ⅰ区分		→		←		第Ⅲ区分		→	

支援区分の見直し

● 家計基準による適格認定

- 毎年 4 月に行う在籍報告で報告された生計維持者及び奨学生本人の経済状況（マイナンバーにより取得した所得等情報及び申告された資産額）に基づき、当年度 10 月以降の支援区分の見直しを行います。当年度適格認定（家計）により決定した支援区分は、当年 10 月分～次年 9 月分までの給付奨学金の支給月額に適用されます。

例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
修学支援新制度	←		第Ⅰ区分		→		←		第Ⅲ区分		→	

支援区分の見直し

なお、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分における条件、収入・所得の上限額の目安は以下をご参照ください。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	給付奨学生と生計維持者の市区町村民税が非課税であること
第Ⅱ区分	給付奨学生と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
第Ⅲ区分	給付奨学生と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること
第Ⅳ区分	給付奨学生と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であること 給付奨学生が多子世帯（生計維持者の扶養する子供が 3 人以上）に属していること。

申告時点における給付奨学生及び生計維持者の資産額の合計が以下の基準額未満であるかを判定します。

生計維持者の人数	基準額（給付奨学生及び生計維持者の資産額の合計）
2人	2,000万円未満
1人	1,250万円未満

●学業基準による適格認定

- 給付奨学生として採用された後も、学修状況や生活状況について、学校が定期的に機構に報告します。適格認定（学業等）の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。また、状況によっては受給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。



**適格認定（学業）**  
GPA・修得単位数など

●授業料・入学金の減免

- 修学支援新制度に採用されると、支援区分に応じた授業料・入学金の減免が受けられますが、授業料・入学金の減免については、以下のように扱います。

□ 学費の納入について

採用決定が7月（9月申請は11月）以降のため、学費納入期限までに減免額が決定しません。そのため、いったん前期（9月申請は後期）の学費全額を既にご送付された学費振込依頼書で納入してください。採用決定後、減免額を還付します（還付時期は8月末・1月末頃を予定）。

□ 学費納入期限までに納入できない場合について

学費納入期限（前期6月30日、後期11月30日）までにお振込みができない場合は、延納申請の手続きをすることで、学費納入期限を延ばすことができます。